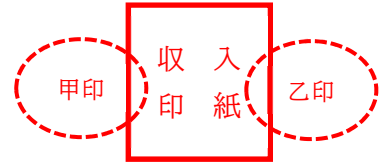


【(写し) 候補者 → 選管】

選挙運動用ポスター作成契約書



肝付町〇〇選挙候補者 肝付 太郎 (以下「甲」という。)と
株式会社 〇〇〇〇 (以下「乙」という。)とは、選挙運動用ポスターの
作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条の規定に基づく選挙運動用ポスター

規格 42cm×30cm

法定規格内(長さ42cm×幅30cm以内)

数量 151枚

151枚が公営の限度枚数

(納入期限)

第2条 乙は、令和 年 月 日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動用ポスターを納入するものとする。

告示日前でも可能ですが、契約日以降になります。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、135,900円(一枚当たり単価900円)とする。なお、契約金額は、消費税を含んだ額とする。

1枚1,170円、総額176,670円が選挙公営の限度額となります。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で肝付町議会議員及び肝付町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例の規定に基づき肝付町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。なお、肝付町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

令和 年 月 日

候補者届出と一致

契約は告示日前でも可能

甲 住所 肝付町〇〇〇〇番地
氏名 肝付 太郎 印

乙 所在地 肝付町〇〇〇〇番地
法人の名称(個人の場合は個人名)
株式会社 〇〇〇〇
代表者氏名 〇〇 〇〇 印